

「今後の工場立地法のあり方に関する主な論点（案）」  
に寄せられたパブリック・コメントの概要

1. パブリック・コメント募集期間

平成18年9月29日から1ヶ月間

2. 意見総数

10通・25件

3. 意見の概況

(1) 生産施設面積・敷地面積規制について

- ① 工場環境に対する負荷も少なくなってきたこと、生産施設面積率について建築基準法の建蔽率との大幅な乖離は生産施設更新の足かせとなって工場の存続も危うくすることになりかねないこと等を考慮すると、生産施設面積率を廃止し建蔽率へ一本化するか、維持するにしても業種区分や面積率について再度の見直し、検討が必要と考える。

また、現状の制度では、工場立地法の適用を受けない敷地規模の小さな工場の方が生産施設面積を多くとれるという不合理な事態が生じる場合があり、こうした結果を回避できる制度が望まれる。

- ② 規制緩和の論拠として「こうしたストレスは大型流通施設や高層建築物等も与えるものである。このため、工場のみ一律に広い敷地の確保を求める規制を課す妥当性について再検討を求める指摘がある」としているが、地方都市のロードサイドの野放図な大型流通施設の立地による中心市街地の荒廃、景観の悪化が、中心市街地活性化法の改正、景観法の成立につながっているのであり、「低き」に合わせるというのは、発想が部分最適すぎるのではないか。

また、昨今の建築基準法の緩和が高層建築物の増加等による生活環境の悪化をもたらしており、経済と環境の持続可能性を目指す経済産業省として上乗せ規制を持つことの妥当性はある。こうした事態が社会的コストを増大させることを危惧する自治体では地域準則より高い面積率を設定している例もあるが、こうした熱意・力量のない自治体も多く、住民に社会的コストが押し付けられない歯止め措置を含めた上で、緩和すべきであろう。

- ③ 同じ業種であっても、立地する地域環境によっては生産施設面積率を緩和しても支障はなく、また、工場を持つ威圧感や圧迫感等の心理的ストレスを抑制するような質の高い緑を敷地周辺に確保できれば生産施設面積が

増えても環境負荷は増加しないと考えられる。

業種ごとの基準を維持するにしても、住居地域との十分な遮断性が確保されているなどの地域性や敷地周辺の緑化の状況によって率を変えられるような柔軟な制度を検討すべきである。

- ④ 工場立地法として、全国一律の敷地面積、建築面積の規制は各県の実情に合わせて柔軟に対応する方が良いと思う。ある程度の緑地の確保、工場の周囲の住宅事情などを考慮すれば、町レベルで、工場の規模を決めても良いのではないか。（工場誘致においても特典を与えるべきではないか。）

## (2) 緑地面積規制について

- ① 一般の目に触れることの少ない工場内の緑地を増やすより、敷地周辺に質の高い緑を増やすことの方が周辺的生活環境の向上という点では有効と思われる。量的な基準を維持するにしても、質的な部分を量的に換算できる方式が導入できればと思う。

- ② 平成16年に外来生物法が制定され、地域在来の植物による緑地の整備が求められる時代となった。現在、政府では、外来生物法に準拠し緑化のあり方についての見直しを進めており、国会においても、「政府や自治体が行う緑化等の対策において、外来生物の使用は避けるよう努め、地域個体群の遺伝的攪乱にも十分配慮すること。」との趣旨の決議が、繰り返しなされている。

以上のことから、工場緑地についても、面積や本数の確認だけでなく、樹木等の種名についても届出事項とし、届出を受けるに当たって、事業者に対して、地域在来種による緑化への協力を求めていく必要がある。

- ③ 緑地に対して求められる機能としては、近年では生物多様性の保全があり、その重要性や地域への貢献度は以前にも増して高まっている。国も、生物多様性条約に基づき取り組んでいる。

そのため、緑地面積については、これ以上規制緩和することなく、現在の基準（20%以上、地域準則で10%以上）を維持する必要がある。

- ④ 工場内の緑地として、近年、CSRの一環として、敷地内に水辺ビオトープを整備する事例が出てきている。

一方で、工場立地法施行規則によって定められている現在の「緑地」の定義では、単位面積あたりの樹木の本数等によって緑地であるかを判断していることから、水辺ビオトープを導入しにくいという側面がある。

以上のことから、生物の専門家の指導の下、植生管理が行われる水辺ビオトープについても「緑地」と認められるように、工場立地法における「緑地」の定義を拡大することを要望する。

- ⑤ 生物の専門家の指導の下、定期的に植生管理が行われているヨシやガマ等の湿地性植物が水辺に茂るビオトープ型の調整池について、緑地として認める、または、環境施設に係る面積規制の維持に際して、緑地以外の環境施設として認めることを明記されることを要望する。
- ⑥ 平成15年度実施のパブリック・コメントに対して、「セダムの緑化については、委員会での委員の発言にあるように重複緑地として認めることに否定的な見解が見られた。また、セダムの緑化の効果については、識者の間でも、意見が分かれており、小委員会でもこれを積極的に工場立地法の緑地として認めようとする意見はなく、工場立地法の緑地として認めることは困難である。」との回答がなされている。  
セダムによる屋上緑化については緑地として認めないということを、工場立地法施行規則、工場立地法運用例規集等に明記し徹底する必要がある。
- ⑦ 工場立地法が果たしてきた理念を放棄するのではなく、緑地の多様な公益機能を踏まえた上で、他の建築規制、緑地規制と統合していく方向性を示すべきである。  
同法により都市緑地が極端に減らずに済んだのは事実。工場緑地は立地法が求める「緩衝機能」以外の多様な貢献をする「社会資本」となっている。経済部局が工場緑地の指導権限を放棄したいのであれば、都市計画、環境、公園・緑地といった部局に引き渡すべきである。それにより工場緑地を都市計画全体の中で位置付けやすくなる。「緩衝機能」の役割が終わったからといって、緑地が社会的機能を失ったわけではない。

### (3) 環境施設面積規制について

- ① 既存工場は生産施設の老朽化が激しいが、多くの企業は緑地や環境施設の確保がままならず、外壁の補修や一部修繕などで凌いでいる。景気回復等でリニューアルを検討する企業も多いが、それらが確保できない状況。  
現在、建築物屋上等緑化施設のみが生産施設との重複カウントが認められているが、この方式を環境施設など機能や効果の違う施設相互にも広く認めるようにし、体育館の屋上緑化、生産施設の屋上のテニスコート等、それぞれが重複した場合に面積に計上できるようにすることで、既存工場等の建替えの促進につながるものと考えられる。
- ② 緑地以外の環境施設については、今後、企業のCSR活動で維持、増加していくことが期待されるため、あえて法的に面積率の確保を求める必要はないと思われる。また、この制度を維持するにしても、地域環境の向上という観点からすれば、設置場所も工場敷地内に限定する必要はなく、工場近隣に市民開放施設として設置したもの（いわゆる「飛び環境施設」）も

環境施設としてカウントして良いのではないか。また、地域環境の向上という観点からすれば工場近隣の「飛び緑地」も認めて良いのではないか。

#### (4) 敷地面積・生産施設面積規制、既存工場及び緑地以外の環境施設の扱いについて

- ・ 敷地面積規制については、公害物質や騒音、振動等に対する規制措置が講じられ工場の環境に対する負荷も少なくなっていることもあり、建蔽率による敷地面積の一本化の検討が必要と考える。  
生産施設面積率については、残すとしても業種区分や率につき大幅な見直しが必要と思われる。  
既存工場のスクラップアンドビルド制度については、企業の生産施設更新を進めるためには生産施設が建てられる範囲でのビルドであれば特例を認めるようにする必要があると思われる。  
また、緑地以外の環境施設の取扱いについては、法的に面積率を残すにしても、地域環境の向上という観点から「飛び環境施設」などを認める等、大幅な見直しが必要と考える。

#### (5) 既存工場の扱いについて

- ① 工場立地法以前に設置した設備の建替等に際して、規制に対応するためのコスト負担が大きい。操業上の安全確保を図ったうえで、現状の敷地内に建替等を認める規制を創設してほしい。  
また、既存工場敷地内では緑地の新設が困難であることが多く、このような場合、工場敷地を含む一定地域における緑地率を設定して、工場内の緑地面積が少なくても工場が増設できるような地域限定の規制を創設してほしい。
- ② 既存工場の建替等については、スクラップアンドビルド制度の活用が有効であるため、工場環境に対する負荷も少なくなっていること等を考慮し、スクラップの範囲内という条件にとらわれることなく、環境負荷の増大がないこと、敷地周辺部などに心理的ストレスを抑制するような質の高い緑地の創出を行うこと等地域環境に配慮することを条件に、生産施設が建設できる範囲内でのビルドであれば特例を認めるべきではないか。
- ③ 既存工場等の扱いについて無制限の規制緩和には反対する。  
既存工場で敷地の確保・拡大が困難なものへの配慮として、過去、工場立地法の見直しにおいて、地域準則の導入、屋上緑化等の算入などの取り

組みが行われてきた。しかし、なお、「①敷地、緑地等の面積規制がネックとなり工場の新増設や建替ができない、②建替等に際して規制対応のためのコスト負担が大きい」といった主張をする工場があれば、企業の社会的責任に対する理解がないといわざるを得ない。

また、指摘の通り「一定の条件（可能な限りで緑化、既存緑地の質的向上、環境施設の開放等の地域貢献等）の下で、自治体の判断により、現存敷地内での建替を認めること」は、実際に規制以下の緑地や環境施設で懸命に地域貢献に取り組む企業があることから、認めてもよいと考える。その際には、量を質で置換する考え方について、経済産業省が各界の意見を集約してガイドラインを示すこともよいと思われる。

#### (6) 規制対象とする工場について

- ・ 環境アセスメントは、環境基準等を用い、大気汚染等環境要素について、調査・予測・評価を行い、環境配慮を目指すものであり、工場立地法とは趣旨が異なる。また、対象とする工場も異なるため、「環境アセスメント手続きを経る等、別途環境負荷の抑制について担保されている施設については適用外とすることを検討すべきではないか」に反対する。

#### (7) 届出制度について

- ① 実施の制限を定める工場立地法第11条第1項では、変更についても90日前届出となっているが、内容・規模により届出対象工事の内、軽微な変更の要件を作成し、該当する案件については30日前届出対象とするなどの規制緩和を切望する。（他法令で変更による90日前届出は少ない。）
- ② 製造施設、環境施設（主に緑地）等の面積変更による数値の変更は、その占める敷地面積に対して、微小に過ぎない事実が多いと推察する。変更内容の記録義務化、立入実査等の制度を導入する事で、工場立地法第6条第1項4号、5号で定める面積等に係る（変更時の90日前）届出制度の廃止を切望する。
- ③ 製造施設、環境施設（主に緑地）等の面積変更による数値の変更は、その占める敷地面積に対して、微小に過ぎない事実が多いと推察する。変更内容の記録義務化、立入実査等の制度を導入する事で、工場立地法第6条第1項4号、5号で定める面積等に係る手続きの事後届出制度への変更を切望する。
- ④ 工場立地法第11条において「届出が受理された後90日後工事等に着手ができる。」となっているが、審査等について法制定当時と同じ期間が必

要とは考えにくく、現状の技術レベルに合わせた期間の見直しが必要である。

また、軽微な変更等の場合など条件による場合の審査期間についても現状は、新設の場合も変更の場合も審査期間が同一条件となっている。ある条件によっては（一部の変更等）、条件が緩和されても良いのではないか。

## (8) その他

- ① 国（政府、経済産業省、環境省、総務省等）が環境保全の基本指針を定め、それにのっとり、各政策分野で何をすべきかを定めるべきである。その上で、地方分権としての市町村の自主規制値の運用がなされるのが本来の姿ではないか。国としての方針がないのであれば法制定の意味はなく、地方の実情を反映した規制をするには自治体の条例・規制で十分である。

工場立地法の抜本改正・新法化に際しては、「環境保全の基本方針」を国として定め、それに即した政策となるよう他省庁と調整を行うべきである。

- ② 「立地において競合関係にあるアジア諸国等における立地規制を踏まえた制度設計が求められる」とあるが、公害対策がこれからという国の立地規制を踏まえ制度設計するのは錯誤ではないか。アジア全体の持続可能な社会実現のリーダーシップをとるべき立場にある日本が易きに流れるべきではない。

工場立地規制が企業誘致の国際競争の障害になっているという計量的な根拠が示されていないので判断がつかないが、バブル時代に無計画に開発した工業団地の分譲価格が高すぎるといった要因があるのではないか。

自治体の経営の怠慢のスケープゴートにされているのではないか。

- ③ これまでの工場立地法の問題点は、工場立地法が特定工場のみを対象とした届出制度であることと、法自体の周知不足であったと考える。

今回の法改正に際しては、関係自治体に対し十分な事前協議を行うとともに、規制対象となる企業・業界に対し法の周知を徹底することが必須である。